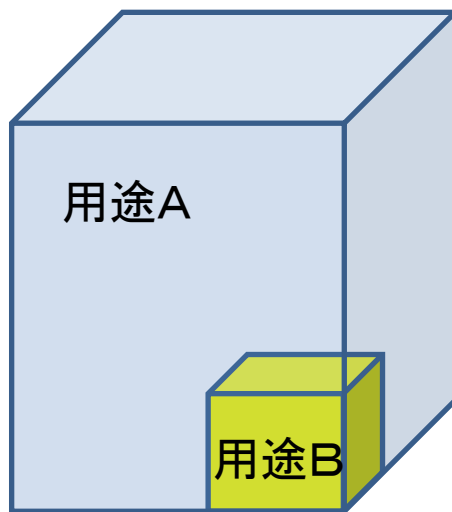


用途区分の判定に係るみなし従属規定 等の見直しについて



A: 非特定用途の部分

例) 共同住宅、学校、事務所等

B: 特定用途の部分

例) 飲食店、物品販売店舗、クリニック、保育所等

$B < 300\text{m}^2$ 、かつ、 $B < A + B$ の10%の場合

⇒ 全体の用途はA

「みなし従属」規定

上記以外

⇒ 全体の用途は特定用途の複合(16項イ)

16項イの場合に、建物全体に必要な消防用設備等

消火器	A、Bそれぞれの用途に設置義務
屋内消火栓設備	A、Bそれぞれの用途に設置義務
スプリンクラー設備	A、Bそれぞれ又は特定用途の複合として全体に設置義務
自動火災報知設備	A、Bそれぞれ又は特定用途の複合として全体に設置義務
非常警報設備	A、Bそれぞれ又は特定用途の複合として全体に設置義務
避難器具	A、Bそれぞれについて階別に設置義務
誘導灯	特定用途の複合として全体に設置義務
連結送水管	建物階層と規模に応じて全体に設置義務

このほか、各市町村の火災予防条例で、建物全体に消防用設備等の設置義務が発生する場合がある。

福祉施設が建物の一部に存する場合の取扱いについて

6項ロ（一定以上の避難困難者が利用）



みなし従属規定を適用できない。

（スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置や防火管理者の選任等が小規模施設においても義務づけられていることから、これらの安全対策が省略されないよう、当該規定を適用しないこととされている。）

6項ハ（一定以上の避難困難者以外が利用、通所する施設）



みなし従属規定が適用できる。

近年、共同住宅の空室等一部を活用し、保育施設やグループホームに用いたいというニーズがあり、このような事例が増加する傾向にある。



みなし従属の範囲外（300㎡以上又は全体の10%以上規模）又は6項ロ用途が入居した場合、建物全体が16項イとして取り扱われるため、建物全体の改修が必要となる場合がある。

例：11階建て以上の共同住宅の一部に6項ロが入居した場合、1～10階にもスプリンクラー設備の設置が必要となる。

共同住宅の自動火災報知設備設置の例

	延面積500㎡以上の共同住宅	省令による緩和規定	消防法施行令第32条特例
福祉施設等が入居し、全体が16項イとなった場合	○ 共同住宅として既に設置されており、新たに変更を要さない。	△ 居住形態の福祉施設（グループホーム等）は福祉施設のみを設置することで足りる。それ以外の福祉施設（保育所等）は、基準通りの設置を要する。	？ 各消防長、消防署長の判断で緩和（統一的な緩和規定等通知なし）

社会的なニーズ、福祉行政等の動向に即した取扱いを検討する必要



検討内容

共同住宅(5項口)のうち、一定の防火区画等の用件から「特定共同住宅等」相当のものについて、福祉施設(6項口又はハ)が入居しても、全体を特定用途の複合として改修しないように認められる検討をしてはどうか。

作業チーム指摘

- 共同住宅へ福祉施設等が入居することによる、火災危険の増加の検証が必要。
- 6項口、ハ以外の特定用途についても入居可否の検証が必要。
- 従前の基準により、消防長等が消防法施行令第32条を適用した特例により自動火災報知設備の設置がされていないような共同住宅にも対応できる手段を考えるべき。



上記指摘を踏まえ、引き続き共同住宅の一部に福祉施設が存する場合の取扱いについて、実態調査や火災危険性の検証等を行い、検討していく予定。